

中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

第95回

中国の倒産法(9)

黒田法律事務所

萱野純子、藤田大樹

中国では、「中華人民共和国企業破産法(試行)」(以下「旧破産法」という)等の従来の倒産関連法規に代わり、**2006年8月27日**、「中華人民共和国企業破産法」(以下「新破産法」という)が公布され、**2007年6月1日**から施行されている。新破産法では、破産手続に加えて、再建型の倒産手続である「更生」及び「和議」の制度に関してもそれぞれ詳細な規定がおかれている。本稿では、「更生」手続に関して、前稿では十分に説明できなかった更生期間に関する規定、更生計画の決議及び認可に関する規定について詳述する。

1 更生期間

Q1 更生期間中の債務者の財産及び営業事務の管理は管財人または債務者により行われると聞きましたが、債務者により行われる場合、債権者としては、その公平さに不安を感じます。債務者が管理を行う場合その公平さを確保するための何らかの制限はあるのでしょうか。また、一般論として、更生期間中にはどのような注意点があるのでしょうか。

A1 債務者が更生期間中の財産及び営業事務の管理を行う場合、その公平さを確保するために、その申立は更生期間に入ってから行う必要があります、その管理は人民法院の許可を経る必要があります、また、管財人の監督の下で行わなければならないとの制限があります。また、更生期間中は、担保権者の担保権の行使、権利者の占有財産の取り戻し、出資者の配当請求、高級管理職の持分譲渡等に一定の制限が課される等の注意点があります。

前稿で詳述したように、更生は、①債務者等による更生の申立、②人民法院による更生の裁定、③債務者または管財人による更生計画案の作成及び提出、④債権者集会による更生計画案の決議、⑤人民法院による更生計画の認可、⑥債務者による更生計画の執行という手順で行なわれるが、新破産法では、「人民法院が債務者の更生を裁定した日から更生手続が終結するまでを更生期間とする」(新破産法第72条。以

下、特に記載しない限り引用条文は全て新破産法を指す)として、上記②乃至⑤の期間を「更生期間」として設定している。これに対し、「更生計画執行期間」は⑥以降の期間であり、「更生期間」とは異なる。

新破産法は、当該更生期間中に特有な事項として以下のような規定をおいている。

(1) 財産及び営業事務の管理

更生は、債務者が財務上の困難な期間を脱し、経営能力を回復することを目的とする制度であるため、将来の再建のために現在の債務者の財産及び営業事務の管理が重要になる。そして、更生期間における債務者の財産及び営業事務の管理者としては、管財人または債務者が考えられるが、管財人は債務者の業務に通じていないことが通常であるため、これまで業務を直接担当してきた債務者がその管理を担当することが時間的・経済的に効率が良いといえる。

もともと、債務者自らが財産及び営業事務を管理する場合、自らの経営の失敗を繕うために不公平な管理を行う可能性も否定できず、そうでなくとも、債権者がそのような疑惑を抱くとすれば更生手続に支障が生じかねない。

そこで、新破産法は、債務者が自ら財産及び営業事務を管理することを認めつつも、以下の3つの制限を課すことにした(第73条第1項)。

- ①管理の申立は、更生申立時には認められず、人民法院が審査を経て債務者に対する初歩的な理解を持つに至る更生期間に入ってから行わなければならない
- ②管理は人民法院の許可を得なければならない
- ③管理は管財人の監督の下で行わなければならない

債務者による財産及び営業事務の管理が認められた場合、管財人は、既に接收・管理している債務者の財産及び営業事務を債務者に引き渡さなければならず、管財人の職権(管財人の職権については、本連載「中国の倒産法(3)」を参照)は債務者が行使することになる(第73条第2項)。また、更生計画案についても債務者が作成し、提出することになる。

一方で、管財人が財産及び営業事務の管理に責任を負う場合であっても、管財人は、債務者の経営管理者を招聘して営業事務の責任を負わせることができる(第74条)。また、債務者の経営管理者の中に適当な人物がない可能性もあるため、他企業の経営管理者を招聘することもできると解されている。

(2) 担保権行使の中止等

旧破産法においては、当該債権の優先弁済権(旧破産法第32条第1項)は絶対的に保証され、担保権者は何時でも任意に担保権を実行することが可能であったが、新破産法は、更生期間において、この優先弁済権の絶対性に一定の修正を加えている。

すなわち、更生期間中、企業の経営に必要不可欠な施設、機械設備に担保権が設定されている場合等に担保権が実行されてしまうと、将来の会社の建て直しを目的とした更生手続を効果的に進めることが困難になる。

そこで、更生期間中は、債務者の特定財産に対して設定された担保権の実行を暫定的に中止するものとした(第75条第1項)。

もつとも、担保権者の利益が必要以上に侵害されないよう、「担保物が損壊するまたは明らかに価値が減少する恐れがあり、担保権者の権利に危害を及ぼすのに十分である場合、担保権者は人民法院に担保権の行使の回復を請求することができる」(第75条第1項但書)ものとされている。

また、更生期間中に債務者が営業を継続する場合、そのための資金が必要になるが、既に更生手続に入った債務者の信用力は低く、資金の調達は容易ではない。

この点、債務者が営業を継続するために要した債務は、共益債務として破産債権に優先して債務者財産から随時弁済を受けることができるため、債務者の信用力はある程度担保されていると言えるが(第42条第4号及び第43条)、それに加えて、「更生期間中に、債務者または管財人が営業を継続するために借入を行う場合、当該借入に対して担保を設定することができる」(第75条第2項)として、物的担保の設定を可能にすることにより信用力をさらに強化している。

(3) 取戻権の制限

債務者の工場の賃貸人等、債務者が占有する財産の権利者には、破産手続の開始後、当該財産の取戻権が認められているが(第38条。取戻権については、本連載「中国の倒産法(4)」を参照)、これには例外もある(第38条但書)。そして、更生手続については、更生期間中に権利者が財産の取戻しを要求する場合、事前に約定した条件に合致しなければ取り戻せないものとされている(第76条)。

もつとも、権利者にとっては、更生が成功すれば約定した条件に従い当該財産の返還を受けることができ、また、更生が失敗した場合も取戻権を行使して取り戻すことができるため、実質的な損害は生じないものと思われる。

(4) 配当請求の禁止等

本来、破産に瀕している会社には利益が発生しないのが通常であるが、更生期間中に営業を継続したことにより新たな利益が発生する可能性もあり、その場合に出資者への配当を認めてしまうと、更生のために一定の不利益を甘受している他の利害関係人との関係で著しく不公平と言える。また、債務者が自ら財産及び営業事務を管理する場合、その地位を利用して出資者に不正に利益を分配するおそれもある。

そこで、新破産法は、「更生期間中、債務者の出資者は投資収益の配当を請求してはならない」(第77条第1項)と規定し、更生期間中の出資者の配当請求を禁止してい

る。

また、更生期間中は、債務者の高級管理職が債務者の財産及び営業事務を管理することも多いが、当該高級管理職が債務者の持分を保有している場合、管理を適正且つ積極的に行うようにするためにも、「更生期間中、債務者の董事、監事及び高級管理職は、その保有する債務者の持分を第三者に譲渡してはならない」(第77条第2項)とされている。もっとも、持分譲渡が完全に禁止されるわけではなく、人民法院の同意を得た場合には認められる(第77条第2項但書)。

(5) 更生期間の期限

「更生期間」について法定の期限は設定されていないが、新破産法は、更生の裁定の後、原則として6ヶ月以内(3ヶ月の延長が可能)に更生計画案を提出し、その30日以内に債権者集会を開催する必要がある、また、更生計画案の採択後10日以内に更生計画の認可を申し立て、その後30日以内に認可の裁定を行う必要があるとしている。従って、法律上、「更生期間」に期限はないが、更生期間中に行う各手続に一定の期限を設けることにより、更生手続が無用に長期化することを防止している。

2 更生計画の決議及び認可

Q2 (1) 債権者集会による更生計画案の決議はどのように採択されるのでしょうか。

(2) 他の決議グループは全て賛成しているにもかかわらず、担保権付債権の決議グループがどうしても更生計画案を採択しません。この場合、債権者集会の決議を経ないため当該更生計画案を執行することはできないのでしょうか。

A2 (1) 担保権付債権、労働債権、未払税金債権、一般債権等の債権分類に従った各決議グループに別れて決議を行い、各決議グループが全て更生計画案を採択した場合に、更生計画は採択されます。

(2) 更生計画案に従えば、担保権付債権が当該特定財産について全額弁済され、その弁済延期により被った損失が公平な補償を受けられ、且つその担保権が実質的な損害を受けていない等の事情がある場合、債権者集会の決議を経なくとも、人民法院が審査のうえ認可すれば、当該更生計画案を執行することができる場合があります。

人民法院が債務者の更生を裁定した日から原則として6ヶ月以内に、債務者または管財人が人民法院及び債権者集会に対し更生計画案を提出し(第79条第1項及び第2項)、人民法院は、当該更生計画案の受領後30日以内に債権者集会を開催する(第84条第1項)。当該債権者集会においては、債務者または管財人が更生計画案の

説明及び質問への回答を行い(第84条第3項)、更生計画案の決議が以下のように行われる。

(1) 債権者集会の決議グループ

債権者集会による更生計画案の決議は、以下の決議グループに分かれた上、決議グループ毎に行われるが、各グループはその有する債権の種類に従って割り振られている(第82条第1項)。

- ①担保権付債権(債務者の特定財産に対して担保権を有する債権)の決議グループ
- ②労働債権(債務者が未払いの従業員賃金及び医療・身体障害者補助及び救済費用、従業員の個人口座に振り込むべき未払いの基本養老保険及び基本医療保険費用、並びに法律・行政法規において従業員に支給が義務付けられている補償金)の決議グループ
- ③未払税金債権(債務者が未払いの税金)の決議グループ
- ④一般債権の決議グループ
- ⑤出資者による決議グループ

なお、前稿でも言及したように、②に規定する以外の社会保険費用については、そもそも更生計画において減免規定を設けることはできないとされているため、その債権者は更生計画案の決議に参加しないものとされている(第83条)。

また、人民法院は、必要な場合、④の一般債権の決議グループの中にさらに小額債権グループを設け、更生計画案の決議を行うことを決定することができる(第82条第2項)。

さらに、⑤の出資者による決議グループは、「更生計画案が出資者権益の調整事項に関わる場合」に設けて当該事項に対して決議を行うものとされているが(第85条第2項)、それ以外の場合においても、債務者の出資者の代表は更生計画案を検討する債権者集会に列席することができる(第85条第1項)。

(2) 更生計画案の決議要件

上記(1)のように、更生計画案に対する債権者集会の決議は、決議グループ毎に行われる。各決議グループの決議要件については、債権者会議に出席した同一の決議グループの債権者の過半数が更生計画案に同意し、且つその代表する債権額が当該グループの債権総額の3分の2以上を占める場合、当該グループは更生計画案を採択したものとする(第84条第2項)。そして、債権者集会の決議全体としては、各決議グループが全て更生計画案を採択した場合、更生計画は採択されたことになる(第86条第1項)。

(3) 更生計画案不採択の場合の協議

上記(2)の決議要件に従い、一部の決議グループが更生計画案を採択できない場合、債務者または管財人は、更生計画案を採択していないグループと協議を行うことができ、当該グループは、当該協議の後にもう一度決議を行うことができる。もともと、双方の協議結果は、その他のグループの利益を損ねてはならないとされている(第87条第1項)。

(4) 更生計画案不採択の場合の認可申立

上記(3)のように協議を行ったが、当該決議グループが再度の決議を拒否した場合または再度の決議は行ったが更生計画案を採択できなかった場合であっても、更生計画案が以下の6つの条件の何れにも合致する場合、債務者または管財人は人民法院に更生計画案の認可を申し立てることができる(第87条第2項)。

①担保権付債権の決議グループ

i 更生計画案に従えば、上記(1)①の債権(担保権付債権)が当該特定財産について全額弁済され、その弁済延期により被った損失が公平な補償を受けられ、且つその担保権が実質的な損害を受けていない

または

ii 当該決議グループが既に更生計画案を採択している

②労働債権の決議グループ及び未払税金債権の決議グループ

i 更生計画案に従えば、上記(1)②の債権(労働債権)及び③の債権(未払税金債権)が全額弁済される

または

ii 両方の当該決議グループが既に更生計画案を採択している

③一般債権の決議グループ

i 更生計画案に従って上記(1)④の債権(一般債権)の受ける弁済割合が、更生計画案が認可申立に提出された時点における破産清算手続に従って得られる弁済割合を下回らない

または

ii 当該決議グループが既に更生計画案を採択している

④出資者による決議グループ

i 更生計画案が当該決議グループの権益の調整について公平、公正である

または

ii 当該決議グループが既に更生計画案を採択している

⑤更生計画案が同一の決議グループの構成員を公平に扱い、且つ規定された債権弁済順位が新破産法第113条の規定(労働債権、未払税金債権、一般債権の順で弁済する旨の規定)に違反していない

⑥債務者の経営案が実行可能性を備えている

更生計画案が以上の6つの何れの条件にも合致しているとして、債務者または管財人が人民法院に更生計画案の認可を申し立て、人民法院が審査のうえ合致していると認める場合、当該申立受領日から**30日**以内に、人民法院は当該更生計画案の認可の裁定を行い、更生手続を終結させ、且つ公告しなければならない(第**87**条第3項)。